

2026年度募集要項 SOCIAL WORKER

働きながら学びたい

資格を取得したい方へ

4月
入学

9月
入学

学校法人昌賢学園

群馬医療福祉大学附属 医療福祉専門学校

(群馬社会福祉専門学校は視能訓練士学科設置に伴い2026年度より校名を変更する予定です)

社会福祉士通信課程

厚生労働大臣指定 社会福祉士一般養成施設

一般教育訓練給付制度指定講座

社会福祉士通信課程募集要項

CONTENTS

2026 年度生4 月入学生 2026 年度生9 月入学生	募集概要	1
出願書類		3
学習概要		5
その他		8
実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲		9

2026 年度(4 月生・9 月生) 募集

1. 定 員 200 名(4 月生:130 名 9 月生:70 名)

2. 修学期間 2026 年 4 月 1 日～2027 年 9 月 30 日(1 年 6 か月間):4 月入学生
2026 年 9 月 1 日～2028 年 2 月 29 日(1 年 6 か月間):9 月入学生

3. 入学資格(次の(1)～(4)のいずれかに該当し、対象地域に居住する者)

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者、その他その者に準ずるものとして厚労省令で定める者
- (2) 学校教育法に基づく 3 年制の短期大学を卒業した者(夜間又は通信教育による学科を卒業した者を除く)、その他その者に準ずるものとして厚労省令で定める者であって、指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして、厚労省令で定める者であって、指定施設において 2 年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 指定施設において 4 年以上相談援助の業務に従事した者

4. 対象地域 岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・長野県・千葉県・茨城県・東京都・神奈川県・静岡県

※対象地域以外でも、スクーリング全日程の出席と指定実習施設での実習が可能である場合、入学を認める。

※指定施設における相談援助業務は施設等の種別及び従事職種が、ともに9頁以降の「実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲」に該当している場合のみ認める。

5. 入試日程

(1) 4 月入学生

	出願期間	合格発表	手続締切
第 1 次募集	10月1日(水)～10月20日(月)	10月29日(水)	11月14日(金)
第 2 次募集	11月4日(火)～11月14日(金)	11月21日(金)	12月12日(金)
第 3 次募集	12月1日(月)～12月12日(金)	12月19日(金)	1月 9日(金)
第 4 次募集	1月8日(木)～ 1月23日(金)	1月30日(金)	2月13日(金)
第 5 次募集	2月2日(月)～ 2月13日(金)	2月20日(金)	3月 6日(金)
第 6 次募集	3月2日(月)～ 3月17日(火)	3月19日(木)	3月25日(水)

(2) 9 月入学生

	出願期間	合格発表	手続締切
第 1 次募集	6月1日(月)～ 6月19日(金)	6月26日(金)	7月17日(金)
第 2 次募集	7月1日(水)～ 7月17日(金)	7月24日(金)	8月18日(火)
第 3 次募集	8月3日(月)～ 8月 7日(金)	8月18日(火)	8月25日(火)

※出願は郵送または直接持参して下さい。各募集期間とも最終日必着(持参の場合は 17 時まで)です。

※合格発表は期日までに発送致します。

※合格内定者が定員に達した場合、早期募集終了とすることがあります。

※合格内定者が定員に達していない場合、追加募集を行うことがあります。

6. 入学検定料 10,000 円

- (1) 納入方法 ①～③のいずれかの方法でお振り込み下さい。
- ①金融機関所定の振込用紙を使用し、窓口で振り込みをする。
 - ②金融機関の ATM で振り込みをする。
 - ③インターネットバンキングを利用して振り込みをする。

※ 振込先
群馬銀行 本店 普通預金 1009850
ガク) ショウケンガクエン グンマシャカイフクシセンモンガッコウリジチョウスズキトシサダ
学校法人 昌賢学園 群馬社会福祉専門学校 理事長 鈴木 利定

※ 9 月入学検討の方は、校名が変更となる為 HP で募集要項をご確認下さい。

- (2) 納入完了後、出願者氏名、金融機関名、振込日、金額、振込先が明記されている書類をご用意いただき、出願書類に必ず同封して下さい。

納入方法①②の場合：「ご利用控」「受付書」等を鮮明にコピーしたもの
納入方法③の場合：「振込受付」「振込実行結果」等を印刷したもの

※預金残高等が記載されている場合は、塗り潰して消して下さい。

7. 選考方法 原則書類選考及び小論文（400 字以上 800 字以内）ただし、記載内容について問い合わせをし、選考の一部とすることがあります。

8. 出願手続

- (1) 出願書類は次頁を参照し作成して下さい。
- (2) 作成した出願書類を任意の封筒に一括同封のうえ、簡易書留にて郵送するか、持参により提出して下さい。

9. 入学手続き

- (1) 合格者には合格通知、入学手続き書類を送付します。
- (2) 各入試区分の手続き締切をご確認下さい。
- (3) 入学手続き期間内に入学金及び授業料を銀行振込で納入して下さい。
- (4) 振込完了後「入学金振込確認書」「テキスト注文書」「写真（4 × 3cm）1 枚」を郵送または持参により提出して下さい。

10. 入学辞退 入学を辞退する場合には、入学手続き完了前後に関わらず、電話でその旨をお伝え下さい。その後、書面にて【辞退届】〔願書受理番号、氏名、住所、辞退理由〕を提出していただきます。入学手続完了後の入学辞退については、納入していただいた学費等の返還はできません。

11. 授業料等

- (1) 入学手続き時に納入

入学金	授業料
30,000 円	180,000 円

- (2) 入学後に納入（4 月生は 6 月頃、9 月生は 11 月頃）

	テキスト代（2025 年 4 月現在）	実習費
実習該当者 （一部免除者含）	63,330 円（税込価格）	150,000 円
実習免除者	60,140 円（税込価格）	—

※ 8 頁参照

※テキスト代は改訂などにより価格が変更される場合があります。

12. 特典事項

- (1) 学校法人昌賢学園卒業生（大学院・大学・短大・専門学校・精神保健福祉士短期養成通信課程）は、入学金免除となります。※ 4 頁参照
- (2) 群馬医療福祉大学大学院と同時入学する場合も、当通信課程の入学金が免除となります。該当となる方は出願時にご連絡をお願い致します。

出願書類

出願書類は巻末に綴込まれています。黒または青インクのボールペンを使用し、楷書で記入して下さい。

訂正は二重線を引き訂正印を押印し、余白に記入して下さい。修正テープ等を使用したものは無効です。

1. 出願書類一覧

	出願書類	入学資格(1)に 該当する方	入学資格(2) または(3)に 該当する方	入学資格(4) に該当する方
(1)	入学願書	○	○	○
(2)	実務経験申告書	※	○	○
(3)	実務経験証明書	※	○	○
(4)	卒業証明書	○	○	×
(5)	成績証明書・精神保健福祉士資格証写し	※※	※※	※※
(6)	小論文	○	○	○
(7)	合否判定通知用封筒（長型 3 号）	○	○	○
(8)	入学検定料振り込み確認書	○	○	○
(9)	写真（4 × 3cm）入学願書に添付	○	○	○

(1) 入学願書（全員）

所定の用紙に必要事項をもれなく記入し、写真を貼付して下さい。

(2) 実務経験申告書（入学資格（1）～（4）の該当者）

- ① 所定の用紙に必要事項をもれなく記入して下さい。
- ② 職種は、実務経験に該当する職種のみ正確に記入して下さい。
- ③ 実務経験期間は、入学資格に定められた期間分のみ記入して下さい。
- ④ 入学時まで経験年数を満たす方の場合、「実務経験申告書」の右肩に「見込み」と明記して下さい。

その場合、入学後改めて「実務経験申告書」を提出して下さい。

※入学資格（1）の該当者で、入学時に 1 年以上の実務経験のある方は、上記申告書の提出によりソーシャルワーク実習が免除となります。

(3) 実務経験証明書（入学資格（1）～（4）の該当者）

- ① 「実務経験申告書」の内容について、所定の用紙（コピー可）を用いて、施設、機関ごとの証明が必要です。
- ② 実務経験に該当する職種のみについて証明をしてもらう必要があります。
上記「1.（2）実務経験申告書」に記載した文言と同一として下さい。
- ③ 実務経験期間は、入学資格に定められた期間分のみ記入して下さい。
- ④ 入学時まで経験年数を満たす場合は、「実務経験証明書」の右肩に「見込み」と明記して下さい。

その場合、入学後改めて「実務経験証明書」を提出して下さい。

※入学資格（１）の該当者で、入学時に１年以上の実務経験のある方は、上記申告書の提出によりソーシャルワーク実習が免除となります。

（４）卒業証明書（入学資格（１）～（３）の該当者・学校法人昌賢学園卒業生）

- ① 入学資格に該当する卒業証明書を提出して下さい。卒業証書のコピーは受理できません。
- ② 卒業見込みの方は、「卒業見込証明書」を提出し、卒業後、速やかに「卒業証明書」を提出して下さい。
- ③ 学校法人昌賢学園をご卒業された方は、入学金が免除となりますので、「卒業証明書」を提出して下さい。（大学院・大学・短大・専門学校・精神保健福祉士短期養成通信課程）

（５）成績証明書・精神保健福祉士資格証の写し

※実習一部免除・科目一部免除を申請する方はご提出下さい。
詳しくは８頁１. をご覧下さい。

（６）小論文（全員）

与えられた課題に基づき、所定の用紙に記述の上提出して下さい。

（７）合否通知用封筒（全員）

任意の封筒（長型３号）をご用意いただき、自分の住所・氏名を明記して、切手（速達郵便分 110 円 + 300 円 = 410 円分）を貼付の上提出して下さい。

（８）入学検定料振込確認書の提出（全員）

２頁「６. 入学検定料」を参照の上、入学検定料を納入し、振込内容が確認できる書類を提出して下さい。

（９）写真

「入学願書」に貼付して下さい。

4 × 3cm（正面上半身、脱帽、無背景のもの、白黒・カラー可）

入学手続きの際にもう１枚必要となります。

２. 書類提出先

〒 371-0846

群馬県前橋市元総社町 152 番地

群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校

社会福祉士通信課程 入学受付係

電話



0120-135-294

※お電話でのお問い合わせは、平日の 9:00 ～ 17:00 となります。

学習概要

1. レポート学習

- (1) 指定科目のテキストをもとに自宅で学習し、担当教員が出題した課題についてレポートを作成し、指定期日までに提出して下さい。
- (2) 提出されたレポートは、担当教員が添削を行い、A～Dの4段階で評価します。C評価までが合格となり、D評価の場合は再レポートとなります。
- (3) 科目ごとの提出回数は6頁の4.「レポート提出のスケジュール」で確認して下さい。指定期日までに提出されない場合は、D評価扱いとして再レポートとなります。
- (4) 再レポートは指定期日までに提出して下さい。
- (5) やむを得ない事情により、指定期日までに提出できない場合は、届け出ることで提出期日が考慮されます。その場合、修了時期が遅れることがあります。
- (6) 各レポート指定提出期日は、入学決定後に通知します。

2. スクーリング

- (1) スクーリング会場は、主に本校（医療福祉専門学校）で行います。詳細は入学後にお知らせ致します。
- (2) 厚労省の規定により総講義数の8割以上の受講が必要となります。但し、本校では、全講義の受講を推奨しています。
- (3) 振替受講が必要な場合は、申し出により受講することができます。
- (4) ソーシャルワーク演習等の講義前後に、レポート提出があります。（詳細は6頁（4.1）に記載しています。）

3. 実習（該当者のみ、8頁参照）

- (1) 該 当 者 入学資格(1)に該当する者で、相談援助業務に従事したことが無い者。
- (2) 実 習 時 間 240時間以上（30日間程度）。
実習の一部免除について：精神福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修された方は、実習のうち60時間を上限として免除になります。
- (3) 実習シフト 原則土日祝日を除く連続の実習を2回とします。土日のみの実習は、受け入れ施設が無い場合、願書提出はご遠慮下さい。
- (4) 実 習 内 容 相談援助の過程を体験し、現場で必要とされる知識や技術を習得する。
- (5) 巡 回 指 導 週1回の担当教員による巡回指導を受けます。
- (6) 実 習 評 価 A～Cを合格とし、Dを再実習とします。
- (7) そ の 他 実習該当者は、実習に関する確認事項がございますので、出願前に本校担当者までお電話下さい。

4. レポートの種類とスケジュール

本通信課程では、以下3つのレポートの種類があり、それぞれ提出スケジュールを定めています。

4.1 レポート提出のスケジュール（全員対象）

履修する科目（ソーシャルワーク演習レポートを除く）を以下1群から4群に分類しています。この分類された群に従って、各提出期限までにレポート課題を提出します。なお、ソーシャルワーク演習レポートの提出スケジュールは4.2で示した通りです。

提出期限		第1学期	第2学期	第3学期	第4学期
	4月入学生	2025年 7月上旬	2025年 11月上旬	2026年 3月上旬	2026年 6月上旬
	9月入学生	2025年 12月上旬	2026年 3月上旬	2026年 7月上旬	2026年 11月上旬
履修科目		1群 6課題	2群 7課題	3群 6課題	4群 5課題
		(1)社会福祉の原理と政策①	(1)医学概論	(1)社会保障①	(1)地域福祉と包括的支援体制①
		(2)社会福祉の原理と政策②	(2)心理学と心理的支援	(2)社会保障②	(2)地域福祉と包括的支援体制②
		(3)社会調査の基礎	(3)社会学と社会システム	(3)高齢者福祉	(3)貧困に対する支援
		(4)権利擁護を支える法制度	(4)ソーシャルワークの理論と方法①	(4)福祉サービスの組織と経営	(4)保健医療と福祉
		(5)ソーシャルワークの基盤と専門職	(5)ソーシャルワークの理論と方法②	(5)ソーシャルワークの理論と方法(専門)①	(5)刑事司法と福祉
		(6)ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	(6)児童家庭福祉	(6)ソーシャルワークの理論と方法(専門)②	
		(7)障害者福祉			

4.2 ソーシャルワーク演習レポート提出スケジュール（全員対象）

ソーシャルワーク演習は、スクーリング受講前後、合計4回のレポート提出が必要です。課題は別途お知らせ致します。

提出期限	課題数
1年目のスクーリングの初日に提出	1
1年目のスクーリング最終日から1ヶ月以内	2
2年目のスクーリングの初日に提出	1
2年目のスクーリング最終日から1ヶ月以内	1

4.3 ソーシャルワーク実習のレポート提出スケジュール（実習該当者のみ）

ソーシャルワーク実習の該当者は、実習時期に合わせてレポートを作成します。詳しくはソーシャルワーク実習指導時にお伝えします。

5. 入学オリエンテーション

通信課程のシステムを理解し、スムーズに学習を開始していただけるようオリエンテーションの動画配信を行います。

詳細については、入学手続き完了後にご連絡致します。

- 2026 年度 4 月生 2026 年 4 月初旬配信予定
- 2026 年度 9 月生 2026 年 9 月初旬配信予定

その他

1. 実習・科目等の免除

課程修了には、全科目の履修が必要です。ただし以下に該当する方は実習・科目の免除（一部免除含む）があります。

- (1) 実習免除 「入学資格（２）～（４）」で出願された方及び「入学資格（１）」で出願し、相談援助業務に従事したことがある方は、ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導が免除となり、これに伴い実習費及び実習指導テキスト代金は不要です。
- (2) 実習一部免除 相談援助業務の実務経験がない方は、ソーシャルワーク実習が必要となりますが、精神保健福祉士養成課程・介護福祉士養成課程にて実習履修済みの方は、60 時間を上限に、実習一部免除となります。成績証明書を提出して下さい。
- (3) 科目免除 精神保健福祉士の資格をお持ちの方は、共通科目が履修免除となりますので、資格証の写しを提出して下さい。実習一部免除・科目免除に伴う学費の減免はありません。他の科目の履修免除については、別途お問い合わせ下さい。

2. 使用テキスト

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集『最新社会福祉士養成講座（全 21 巻）』『社会福祉士ソーシャルワーク実習指導・実習』中央法規出版をメインテキスト（随時最新版を更新）として使用します。

その他入学手続き時に、国家試験受験対策として、参考文献・サブテキスト（有料）のご案内を致します。（テキスト代は改訂により、価格が変更になる場合があります）

3. 修了認定

レポート課題の評価（A～C 評価が合格）、スクーリングの全科目それぞれ 8 割以上の出席、スクーリング時の試験の成績（60 点以上合格）を総合評価して決定します。

4. 国家試験対策

国家試験対策に関するプログラムをご用意しています。（入学後に、ご案内を致します。）

5. 職能団体との連携

都道府県社会福祉士会と連携し、実践に基づく教育を目指しております。

6. 就職支援

配架した求人票を閲覧することができます。見学やインターンシップの申し込みなど取り次ぎをさせていただきます。

7. 社会福祉士を目指す者としての矜持及びカスタマーズハラスメント

社会福祉士を目指す受講生として、実習施設及び利用者への敬意、学校との連絡を確実に行うなど、矜持を持って学習に取り組んで下さい。これらの事柄が守れず迷惑行為に及んだ場合は、学則上の処分及び関係法令に照らし適切な対処を致します。

実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和 6 年 7 月 3 日社援発 0703 第 1 号）」厚生労働省社会・援護局長通知により定められています。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

※実務経験の範囲は更新されている場合があります。最新の情報は社会福祉振興・試験センターホームページにてご確認ください。

〔 児童分野 〕

児童福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童相談所	児童福祉司
	児童心理司
	受付相談員
	相談員
	電話相談員
	児童指導員
	保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員
	少年指導員（少年を指導する職員）
	個別対応職員
	自立支援担当職員
児童養護施設	児童指導員
	保育士
	個別対応職員
	家庭支援専門相談員
	職業指導員
	里親支援専門相談員
	自立支援担当職員
障害児入所施設 ・児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	★児童指導員（注意 2）
	★保育士（注意 3）
	児童発達支援管理責任者
	心理担当職員
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（注意 2）
	★保育士（注意 3）
知的障害児通園施設	★児童指導員（注意 2）
	★保育士（注意 3）

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)		児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		自立支援担当職員
重症心身障害児施設		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
		心理指導員（心理指導を担当する職員）
児童自立支援施設		児童自立支援専門員
		児童生活支援員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
		自立支援担当職員
児童家庭支援センター		相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）
里親支援センター		里親制度等普及促進担当者
		里親等支援員
		里親研修等担当者
		家庭支援専門相談員
		自立支援担当職員
		養親等相談支援員
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員（注意1）
		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
		★障害福祉サービス経験者（注意4）
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員（注意1）
		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
		★障害福祉サービス経験者（注意4）
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（注意1）
		児童発達支援管理責任者

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（注意1）
		児童発達支援管理責任者
障害児相談支援事業		相談支援専門員
		相談支援員
乳児院		児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
医療型児童発達支援を行なう施設		児童指導員（注意2）
		保育士（注意3）
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
児童自立生活援助事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている指導員
		個別対応職員
		自立支援担当職員
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所		小児慢性特定疾病児童等自立支援員
若年被害女性等支援事業を行なっている事業所		相談援助業務又は自立支援を行なう職員
養育支援訪問事業を行なっている事業所		訪問支援者
児童厚生施設（児童遊園を除く）		職員のうち相談援助業務を行なっている者
親子再統合支援事業を行なっている事業所		相談援助業務を行なっている職員
社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所		支援コーディネーター
		生活相談支援員
		就労相談支援員
妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所		支援コーディネーター
		母子支援員
子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所		訪問支援員
児童育成支援拠点事業を行なっている事業所		相談援助業務を行なっている職員
こども家庭センター		児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
		統括支援員
地域子育て相談機関		相談支援業務を行なっている職員

その他

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
利用者支援事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員
児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行なう職員（相談員）
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行なっている職員
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行なっている職員
重症心身障害児（者）通園事業を行なう施設		★児童指導員（注意2）
		★保育士（注意3）
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー
子ども家庭総合支援拠点		相談援助業務を行なっている職員
医療的ケア児支援センター		医療的ケア児等コーディネーター

（注意1）「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

〔高齢者分野〕

介護保険法

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護老人保健施設	支援相談員
		相談指導員
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険施設	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (注意5) (保健師、主任介護支援専門員等)
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む		生活相談員
		計画作成担当者
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設 (注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む		生活相談員
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む		生活相談員
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。		支援相談員
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。		支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設		オペレーター
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設		オペレーションセンター従業者
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定複合型サービスを行なう施設		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設		生活相談員
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員

(注意5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(注意6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

老人福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
養護老人ホーム	生活相談員
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員
軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウス を含む	生活相談員
	主任生活相談員
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員
老人短期入所施設	生活相談員
老人デイサービスセンター	生活相談員
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員
有料老人ホーム	生活相談員

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員

〔 障害者分野 〕

身体障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
	心理判定員
	職能判定員
	ケース・ワーカー

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)

知的障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
	心理判定員
	職能判定員
	ケース・ワーカー

障害者総合支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害者支援施設	★生活支援員（注意7）
	就労支援員
	サービス管理責任者
地域活動支援センター	★指導員（注意7）
福祉ホーム	管理人
基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員
身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設
	★生活支援員（注意7）
	身体障害者療護施設
	★生活支援員（注意7）
精神障害者 社会復帰施設	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)
	★生活支援員（注意7）
	身体障害者福祉工場
	★指導員（注意7）
精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設
	精神保健福祉士
	精神障害者社会復帰指導員
	精神保健福祉士
	精神障害者社会復帰指導員

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
精神障害者 社会復帰施設	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉ホーム	管理人
知的障害者 援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員（注意7）
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員（注意7）
	知的障害者通勤寮	★生活支援員（注意7）
障害福祉 サービス事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員（注意7） サービス管理責任者
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員（注意7） サービス管理責任者
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員（注意7）
		就労支援員
		サービス管理責任者
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	職業指導員 (相談援助を行なう場合に限る)
		★生活支援員（注意7）
		サービス管理責任者
	就労定着支援を行なう 施設	職業指導員 (相談援助を行なう場合に限る)
		就労定着支援員
	自立生活援助を行なう 施設	サービス管理責任者
		地域生活支援員
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員
	重度障害者等包括支援 を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員
地域生活 支援事業	身体障害者自立支援事 業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	日中一時支援事業を行 なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	障害者相談支援事業を 行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
一般相談支援事業所		相談支援専門員
特定相談支援事業所		相談支援専門員
		相談支援員

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員

のぞみの園法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員
	相談援助業務を行なっているケースワーカー

発達障害者支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
	就労支援を担当する職員

(注意7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	職場適応援助者
障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
	就業支援担当者
	主任職場定着支援担当者
	生活支援担当職員

職業安定法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター
	障害学生等雇用サポーター

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター
	地域移行推進員
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター
	地域移行推進員

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者

〔その他の分野〕

地域保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
保健所	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）

医療法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
	退院後生活環境相談員

生活保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
救護施設	生活指導員
更生施設	生活指導員
授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員
日常生活支援住居施設	生活支援員
	生活支援提供責任者

生活困窮者自立支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関	主任相談支援員
	相談支援員
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	就労支援員
	就労準備支援担当者
生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）

社会福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）
	身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）
	知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）
	老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）
	現業員・ケースワーカー
	家庭児童福祉主事
	家庭相談員
	面接相談員
	女性相談支援員
	母子・父子自立支援員、母子相談員
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員
都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）
	相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）
	福祉活動専門員
	相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
女性相談支援センター	相談支援員
	心理支援員
	女性相談支援員
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員

母子保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員

配偶者暴力防止法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員

刑事収容施設法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
刑事施設	刑務官
	法務教官
	法務技官（心理）
	福祉専門官

少年院法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
少年院	法務教官
	法務技官（心理）
	福祉専門官

少年鑑別所法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
少年鑑別所	法務教官
	法務技官（心理）

更生保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地方更生保護委員会	保護観察官
	社会復帰調整官
保護観察所	保護観察官
	社会復帰調整官

更生保護事業法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
更生保護施設	補導主任
	補導員
	福祉職員
	薬物専門職員

裁判所法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
家庭裁判所	家庭裁判所調査官

労働者災害補償保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員

難病の患者に対する医療等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
難病相談支援センター	難病相談支援員

成年後見制度の利用の促進に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員
就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
	その他相談援助業務を行なっている職員
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員
	相談支援員
	就労支援員
	家計相談支援員
地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行なっている相談員 (注意)個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。 事前に試験センターへ電話で連絡してください。 ※受験資格を得るために、短期養成施設・一般養成施設に入学する場合、各養成施設が相談援助業務の審査を行ないますので、各養成施設にお問い合わせください。

〔 現在廃止事業の分野 〕

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員
	生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士
	精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員
	生活指導員
	相談援助業務を行なっている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員
障害者デイサービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員
経過的デイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員

※上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。

厚生労働大臣の個別認定にあたっては別途基準が定められています。事前に群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校までご連絡ください。なお、認定申請書類の提出が必要となります。

業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記に掲げるものとして、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

職務の兼務について

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。例)指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、「実務経験と認められる職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。

群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校 社会福祉士通信課程 入 学 願 書

受付期日	令和 年 月 日
受理番号	

※本校記入欄

[写 真] (4cm×3cm) 正面上半身、脱帽、 無背景で3か月以内に 撮影したもの。 全面に糊付けする こと		ふりがな				性 別
		氏 名	(旧姓)			
		生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日生	(満 歳)	
		現 住 所	〒 -			
		TEL	()		携 帯 ()	
		メールアドレス ¹⁾				
勤 務 先	種 別					
	名 称					
	職種名 ²⁾					
	住 所	〒 -				TEL ()
最終学歴	学校名 学部・学科					
	卒業年月	昭和 平成 令和	年 月 卒業	修業年限 ³⁾	年	
該当する入学資格	(1)4年制大学を卒業(見込み) (2)3年制短期大学等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事 (3)短期大学又は高等専門学校等を卒業し、指定施設で2年以上相談援助業務に従事 (4)指定施設で4年以上相談援助業務に従事					
免除等要件	ア. 実習免除(実務経験申告書・実務経験証明書提出) イ. 実習一部免除(精神保健福祉士及び介護福祉士養成課程成績証明書提出) ウ. 科目一部免除(精神保健福祉士資格証の写し、その他の科目は成績証明書提出) エ. 実習免除無し(実習あり、卒業証明書提出、電話連絡) オ. 学校法人昌賢学園卒業生(卒業証明書提出)					
保証人	ふりがな				入学者との続柄	
	氏 名					
	現住所	〒 -				
	TEL	()		携 帯 ()		

- 1) メールアドレスは本校から連絡が確実に届くアドレスをご記入下さい。
- 2) 職種名は、P9～の実務経験として認められる職種の職名を記載して下さい。
ただし、上記職種に当てはまらない場合は、現在の職名をお書き下さい。
例：介護職・事務職・販売員等
- 3) 修業年限は、卒業した学校の定める教育課程をすべて修了するのに必要と定められた年限を示します。

実務経験申告書

学校法人 昌賢学園
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校
校長 鈴木賢二 殿

受理番号
※本校記入欄

令和 年 月 日¹⁾

申告者 ²⁾	住 所	
	氏 名	㊟

相談援助業務に関する実務経験について、所属長等の証明書を添えて以下の通り申告致します。

所属している（していた） 施設種類、機関・施設等	実務経験と 認められる職種 ³⁾	期 間	証明者 (代表者職・氏名)
		年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	

※上記の申告内容は、次頁の「実務経験証明書」の証明内容と一致すること。

- 1) 記入日の記載の無いものは無効とします。
- 2) 本申告書は、**全て出願者本人**が記入、捺印して下さい。所属長職・氏名についても、出願者が記入して下さい。
- 3) 職種は、P9 ～の実務経験として認められる職種職名を記入して下さい。

施設（事業所）職員用 実務経験証明書¹⁾

受理番号	
------	--

※本校記入欄

学校法人 昌賢学園
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校
校長 鈴木賢二 殿

ふりがな		生年月日
氏 名		昭和 平成 年 月 日生
実務経験と 認められる職種 ²⁾		

1. 現在の職場での実務経験を証明する場合

上記の者は、 年 月 日より当施設・事業所において指定職種
にて勤務していることを証明致します。

2. 過去の職歴から実務経験を証明したい場合

上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで
当施設・事業所において、指定職種にて勤務していたことを証明致します。

令和 年 月 日³⁾

所 在 地 _____

施 設 種 類⁴⁾ _____

施設(事業所)名 _____

代 表 者 名 _____ 職 印 _____

1) 本証明書は、実務経験を証明する施設・機関が記入・捺印して下さい。
2) 職種は、P9～の実務経験として認められる職種職名を記入して下さい。
3) 記入日の記載の無いものは無効とします。
4) 施設種類は P9～の施設種類を記入して下さい。

医療機関職員用は、次項の「医療
機関職員用実務経験証明証」
を使用して下さい。

医療機関職員用 実務経験証明書¹⁾

受理番号

※本校記入欄

学校法人 昌賢学園
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校
校長 鈴木賢二 殿

ふりがな		生年月日
氏 名		昭和 平成 年 月 日生
医療機関 種 別	病院・診療所（該当に○）	
指定業務 内 容 ²⁾	ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動 ※ア～エの業務全てを行っていることが必要	
1. 現在の職場での実務経験を証明する場合 上記の者は、 年 月 日より当医療機関において、 指定の相談援助業務の専任職員として勤務していることを証明致します。 2. 過去の職歴から実務経験を証明する場合 上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで当医療 機関において、指定の相談援助業務の専任職員として勤務していたことを証 明致します。 令和 年 月 日³⁾ 所 在 地 _____ 医療機関名 _____ 代 表 者 名 _____ 職 印 _____		

- 1) 本証明書は、実務経験を証明する**病院・診療所**が記入・捺印して下さい。
- 2) 実務経験を証明するためには、指定業務内容の欄のア～エの全ての項目に○印が付されている必要があります。
- 3) 記入日の記載の無いものは無効とします。

[illegible]

800字



☎ 371-0846
 群馬県前橋市元総社町152番地
 TEL.027-253-0345 FAX.027-289-4657

新前橋駅までのアクセス

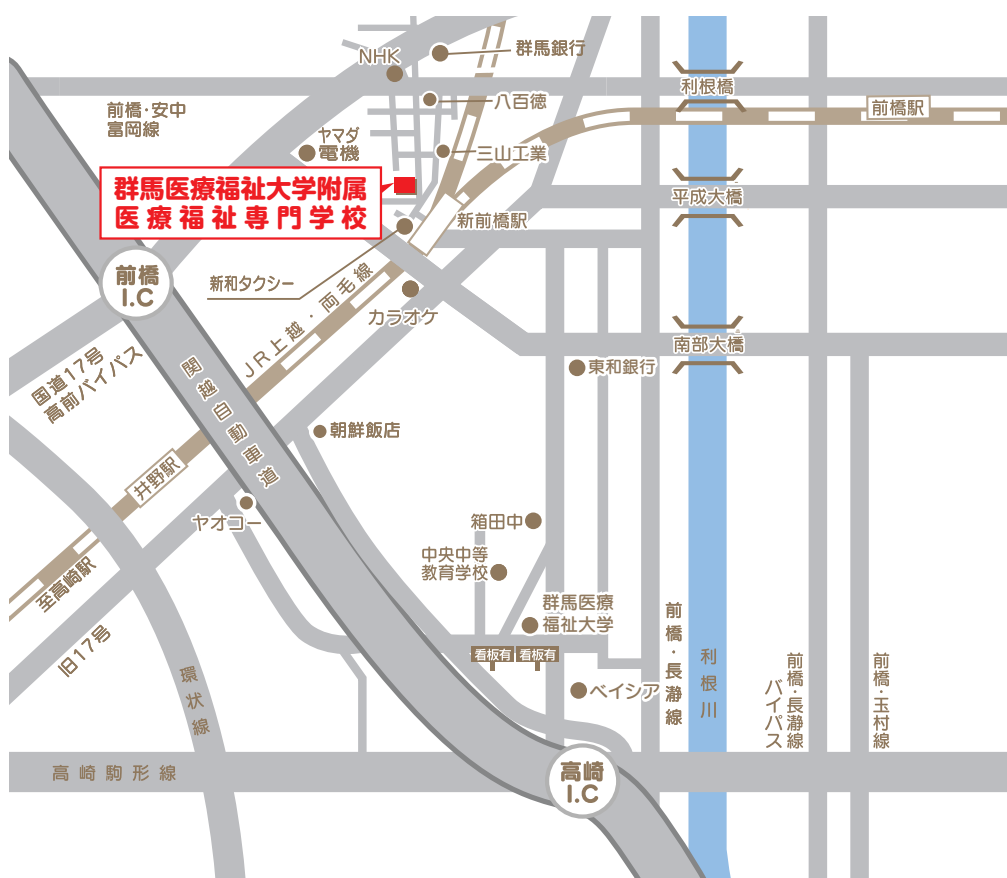
- JR両毛線・上越線 高崎駅より約10分

新前橋駅(西口)から

群馬医療福祉大学附属
 医療福祉専門学校まで
 電柱広告に沿って徒歩約5分

お車でのアクセス

- 関越自動車道高崎インターより約15分
- 関越自動車道前橋インターより約5分
- 駐車場有り



学校法人 昌 賢 学 園

群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校

入試に関するお問い合わせは  **0120-135-294**

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町152 TEL.027-253-0345

※お電話でのお問い合わせは、
 平日の9:00～17:00となります。

【URL】<http://www.shoken-gakuen.ac.jp/>

【モバイル】<http://www.shoken-gakuen.ac.jp/sp/college/>

【E-mail】tsushin@shoken-gakuen.ac.jp